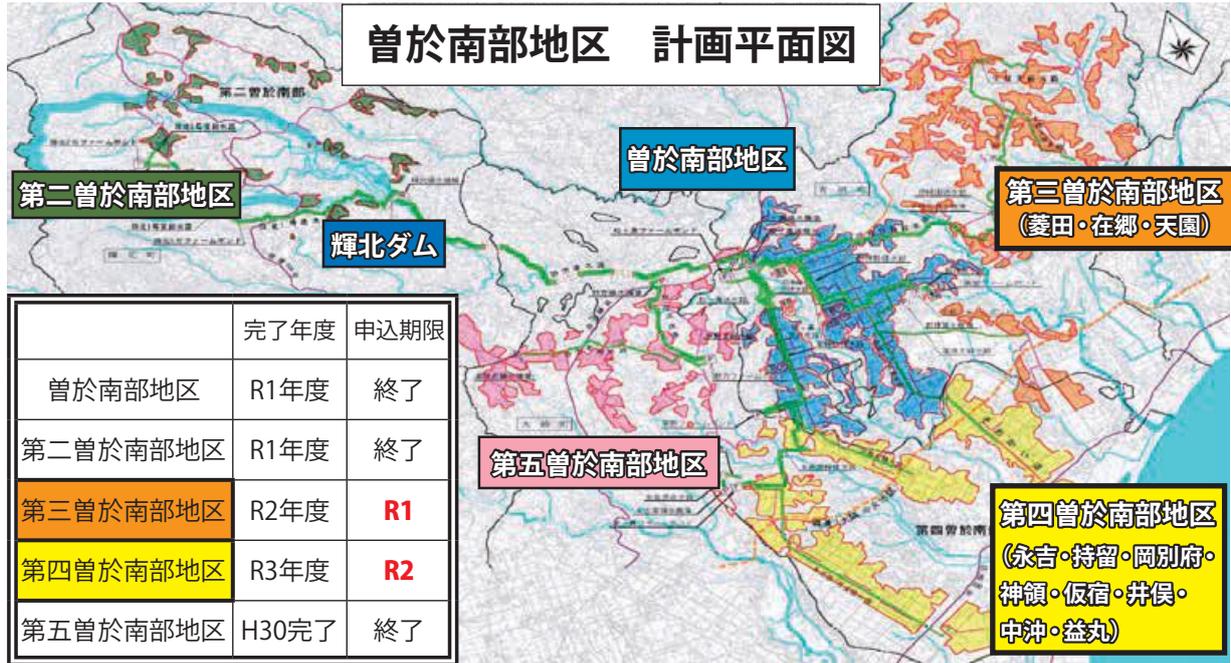


給水栓の設置・散水器具の申込みはお早目に！

問 農林振興課 営農推進係
☎476-1111 (514・515)

現在大崎町の畑のほとんどに、ダム等からパイプラインを引いて農業用水を配水するための畑かんが通っていますが、県営の畑かん事業の完了が迫っています。事業実施中は給水栓の設置、散水器具整備の補助事業がありますが、事業完了後は補助が受けられませんので、ご利用をお考えの方は、お早めに申込みください。



給水栓の設置

畑かん用水を使って水利用を行うためには、水利用を行う畑に必ず給水栓を設置しなければなりません。

なお、**給水栓の設置工事は事業実施中なら補助率100%となり、受益者の工事負担金は必要ありません。**



散水器具の設置

水利用を行うためには、「曾於南部土地改良区」に水利用を申込んでください。

散水器具は、**事業実施中なら工事費の約2割で整備**することができます。また、散水器具の無料貸し出しも行なっておりますので、散水器具の導入をお考えの際はぜひご利用ください。



【お問い合わせ先】

曾於南部土地改良区	大崎町野方6482-7番地	☎ 099-471-0171
役場農林振興課営農推進室	大崎町仮宿1029番地	☎ 099-476-1111